

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ACCESSと称する。
また英文では、ACCESS CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータハードウェア・ソフトウェアの企画、研究、開発、設計、製造、リース、レンタル、販売及び輸出入
2. 半導体、集積回路等の電子、電気部品及び通信機器、計測機器、通信接続機器等の情報機器の企画、研究、開発、設計、製造、リース、レンタル、販売及び輸出入
3. コンピュータプログラム設計の基本技術及び応用技術の研究開発
4. コンピュータ情報処理システムの企画、研究、開発、設計、製作、リース、レンタル、販売及び輸出入
5. 通信ネットワーク情報システムの企画、研究、開発、設計、製作、リース、レンタル、販売及び輸出入
6. 通信衛星を含む通信ネットワークシステムによる情報の送受信サービス及び放送事業
7. 通信ネットワーク及び記憶媒体により提供するマルチメディアソフトウェアの企画、設計及び映像・画像・音声・文字・数値情報のソフトウェアの企画、設計、製作、リース、レンタル、販売及び輸出入
8. 通信ネットワークを利用した代金決済システムの企画、研究、開発、設計、製作、リース、レンタル、販売及び輸出入
9. 太陽光等の新エネルギーによる発電及び電力の売却並びに太陽光等による発電システムの企画、開発、販売、保守、監視等の業務
10. 位置情報の収集、分析、処理及び提供・販売業務
11. 市場調査、広告宣伝及び販売促進に関する業務
12. レンタルサーバ等のホスティングサービス事業
13. データセンターの運用及びこれに付帯するハードウェア若しくはソフトウェアの販売、貸与等の事業
14. 電気通信事業法に基づく電気通信事業及び電気通信事業の受託業務
15. 前各号に係わる通信ネットワーク情報システムの企画、設計、施工、請負、監理、運用
16. 書籍・雑誌その他印刷物及び電子出版物の企画、制作及び販売
17. 音楽、演劇、映画、スポーツ等各種イベントの入場券、航空券及び乗船車券類の受託販売
18. 通信販売業
19. 広告代理業
20. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
21. 有料職業紹介事業及び労働者派遣事業
22. 医療・介護・保健衛生に対するコンサルタント業務
23. 著作権、産業財産権等の知的財産権の取得、譲渡、使用許諾及び管理運用

24. 不動産の管理、賃貸、仲介及び売買
25. 22号を除く前各号に付帯又は関連する教育及びコンサルティング
26. 有価証券の保有、運用、投資、売買
27. 投資業及び投資顧問業
28. 前各号に付帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、91,500,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 12 条 当社の定時株主総会は毎年 4 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 1 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

- ② 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。

- ② 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 18 条 当社の取締役は、10 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(代表取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

- ② 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役及び使用人であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 28 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 29 条 監査役は株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(常勤の監査役)

第 31 条 監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 33 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任限定契約)

第 35 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当社の事業年度は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第 37 条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年 1 月 31 日とする。

- ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 38 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 7 月 31 日を基準日として中間配当をするこ

とができる。

(配当金等の除斥期間)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

1. 現行定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除及び変更案第 15 条（電子提供措置等）は、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する
3. 本附則は、施行日から 6 カ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

2022 年 4 月 20 日 改定